

福島地裁 勝利判決

しのぶ福祉会・理事長らのパワハラを認定

主な争点	裁判所の判断 (2023年1月26日判決)
(1) 被告ら3名によるパワハラの有無・不法行為該当性	原告らがあげた20項目のうち15項目について、人格を貶めるものであり、業務上の必要性や相当性を欠く不法行為(パワハラ)に当たると明確に認定。 ・「口だけの人間」「本当の金食い虫」「私の目の届かない場所に永久に行ってほしい」「小学生でもいえる」などの人格非難。リストラや懲戒処分、刑事告訴の示唆も含む。
(2) 法人の不法行為責任又は使用者責任の有無	不法行為を防止する措置を何ら講じておらず、業務執行理事が自らパワハラに加担していたのであるから、法人には安全配慮義務違反が認められる。
(3) 被告らのパワハラと原告らのうつ病との相当因果関係の有無	原告らはいずれもパワハラによってうつ病を発症し、休業を要する状態が継続していると認められる。被告が提出した医師の意見書は、医学的知見に基づく意見とはいえない。 〈※労基署の労災認定をも法人は否定〉
(4) 原告Sの退職届撤回は有効か否か	原告Sの退職届は合意解約の申入れであり、法人の承認前に撤回の意思表示をしているから、撤回が認められる。
(5) 原告Kの自然退職扱いは無効か否か	業務上の疾病により休職していた原告Kを自然退職扱いとしたことは無効である(労基法19条1項の類推適用)。
(6) 給与規定の不利益変更の有効性について	原告らの昇給停止や賞与削減で、30万円程度の不利益をもたらす。同意署名は恐怖心から応じたもので、自由意思に基づいたものとは認められず、本件改定は無効。

署名にご協力ください。

福島市内にある社会福祉法人しのぶ福祉会(障がい者支援事業で、現理事長ら管理職3名からパワハラを受けた職員2人が訴訟を起しました。被告らは執拗な人格否定や嫌がらせを繰り返し、原告をうつ病にさせ、雇用も奪ってきました。福島地方裁判所は、今年1月26日に判決(上記内容)を下し、2人の雇用継続と共に、休業損害や慰謝料など2人合わせて2080万円の支払いを法人と被告3名に命じました。

法人はこの判決に「(被告側の)主張がほとんど反映されていない」として仙台高裁に控訴しました。原告を「支援する会」では、地裁宛の署名を約1万筆提出しましたが、高裁に向けての新たな署名と、法人に対し「健全な管理体制の確立を求める」署名に取り組んでいます。福祉職場からパワハラをなくすため、皆様のご支援を宜しくお願い致します。

人権侵害は許せない！



支援する会
ニュース紙は、
福島県労連のホームページ【検索】からQRコードからも(右)

